



新型コロナウイルスワクチンの 接種についてお知らせします

☎ コロナワクチン対策室 ☎ (25) 8553

5歳～11歳のワクチン接種が 始まっています

5歳～11歳の小児の接種は義務や強制ではありません。接種の効果と副反応のリスクを理解した上で、接種を判断するようにしてください。接種にあたって不安がある場合は、かかりつけ医等にご相談ください。

5歳～11歳の小児用ワクチンは限られているため、予約までにお時間をいただく場合があります。ご了承ください。

詳しくは、接種券に同封しているチラシをご確認ください。

ワクチン接種に あたってのお願い

- ①病気で通院中の方は主治医に接種してもよいか、事前に確認をお願いします。
- ②「予診票」は必要事項を記入してお持ちください。
- ③接種会場には肩を出しやすい服装でお越しください。

ワクチン接種をされた方へ

ワクチン接種後も、マスクの着用や、手洗い、うがいなど、基本的な感染予防対策にご協力をお願いします。

海津大崎一方通行規制の お知らせ

海津大崎の桜開花に合わせて、次のとおり交通規制が行われます。

規制日時

4月9日(土)、10日(日)

両日とも9時30分～17時

※長浜市西浅井町から海津方向へは9時から進入禁止です。

※開花状況により規制日が変更になる場合があります。最新の情報は市のホームページでご確認ください。

規制内容

▼海津大崎の一方通行規制(海津東口から長浜市西浅井町方向への一方通行)

▼国道161号海津交差点から海津大崎方向への進入禁止(バスおよびタクシーを除く)

※お車でお越しの方は、海津大崎へはご乗車のまま通過して桜をご観覧ください。

☎ 観光振興課

☎ 都市政策課

☎ (25) 8040
☎ (25) 8571

～よくある質問～

- | | |
|------------------------|------------|
| Q マキノ駅前から海津大崎間のシャトルバスは | ▶ 運行はありません |
| Q マキノ駅前の臨時駐車場は | ▶ 設置しません |
| Q マキノ駅前および海津大崎の仮設トイレは | ▶ 設置しません |
| Q マキノ駅前での特産品販売は | ▶ 販売はありません |
| Q マキノ駅前レンタサイクルの貸出は | ▶ 貸出を行います |

軽自動車税の減免制度

☎ 税務課 ☎ (25) 8116

心身に障がいのある方で右の表の要件に該当する場合は、申請することで軽自動車税(種別割)の減免制度を利用することができます。

なお、令和3年度に減免を受けられた方には、現況報告書を4月上旬までに送付します。

●申請期間 4月1日(金)～5月31日(火)

●申請方法

次の書類等を税務課または支所へ持ってきてください。

- 減免申請書(税務課・各支所にあります)
- 身体障害者手帳(または、戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)
- 運転免許証(本人が運転しない場合は、同一生計の方の運転免許証)
- 自動車検査証
- マイナンバーカード



●減免の対象となる車両の状況

対象者		所有者	運転者
身体障がい者	18歳以上	本人	本人・同一生計の方
	18歳未満	同一生計の方	同一生計の方
知的障がい者・精神障がい者		本人・同一生計の方	同一生計の方

●減免の対象となる障がいの範囲

障がいの区分		運転する人が身体障がい者本人	運転する人が同一生計の方
身体障がい者	視覚障害	1級～4級	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能障害	3級 (喉頭摘出者のみ)	-
	上肢不自由	1級・2級	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
		移動機能	1級～6級
		移動機能	1級～3級
知的障がい者	心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害	1級・3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
	肝臓機能障害	1級～3級	
知的障がい者	療育手帳に記載された障がいの程度が「A1・A2」の方		
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の方		

※戦傷病者の方は、お問い合わせください。

国民健康保険税の「仮徴収のお知らせ」は廃止しました

☎ 税務課 ☎ (25) 8116

国民健康保険税について、年金からの特別徴収(年金天引き)の対象となる方へ、毎年「仮徴収のお知らせ」を送付していましたが、今回から、お知らせの送付を廃止しました。

4月・6月・8月に年金から特別徴収される保険税については、直近の2月分の年金からの特別徴収税額と同額になります。なお、新たに年金からの特別徴収の対象となった方には、特別徴収仮徴収額通知書を送付します。

【仮徴収とは】

国民健康保険税の算定の基礎となる前年分の所得金額が確定するまでに、前年度の国民健康保険税額を基に一定額を徴収することを仮徴収といいます。年金からの仮徴収は、4月・6月・8月の年金受給月に行います。



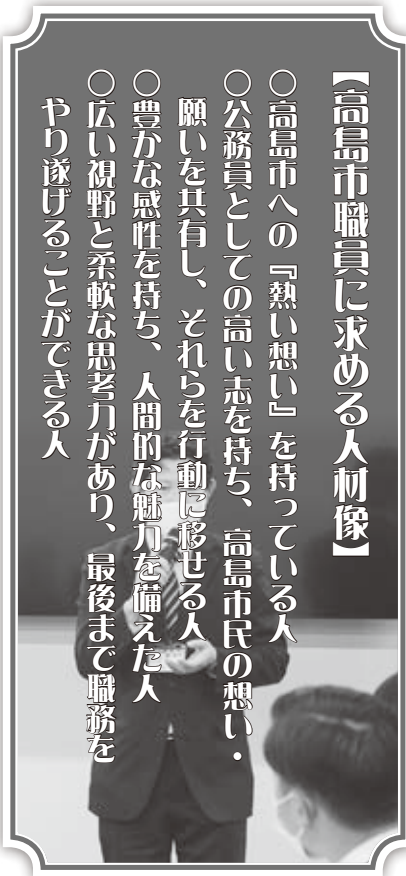
4月	6月	8月	10月	12月	2月
← 仮徴収分 →			← 本徴収分 →		
●直近の2月の年金天引き額と同額 ※1回当たりの仮徴収額			(6月中旬に通知予定) ●年税額－仮徴収分の合計＝本徴収分の納付額 ●本徴収分の納付額÷3＝1回当たりの納付額 (百円未満の端数金額は10月分で調整)		

市職員として、一緒に働きませんか？

市職員は、「水と緑 人のいきかう 高島市」を将来目標像とし、「住みたい、住み続けたいまちの実現」に向け、市全体の奉仕者として誠実かつ公正に業務にあたります。市は次のような方を求めています。

【高島市職員に求める人材像】

- 高島市への『熱い想い』を持っている人
- 公務員としての高い志を持ち、高島市民の想い・願いを共有し、それらを行動に移せる人
- 豊かな感性を持ち、人間的な魅力を備えた人
- 広い視野と柔軟な思考力があり、最後まで職務をやり遂げることができる人



市民の皆さんに寄り添い、人と人のつながりでお互いに高め支え合う、やりがいのある仕事です。市職員として、地域や市民の皆さんを応援しませんか。受験資格、試験申込受付期間、試験内容など詳しくは、市のホームページの「職員採用情報」に掲載する職員採用試験実施要項をご覧ください。また、申し込みは同ページ内の「エントリーフォーム」から手続きをお願いいたします。なお、郵送による申

込受付は行っていませんのでご注意ください。

生まれ育った地元を守りたい皆さん、好きになった地域で働きたい皆さんはぜひご検討ください。

令和の時代に《新しい高島市の歴史の1ページ》をとともに創造できる方のご応募を、市職員一同心よりお待ちしております。

職員採用情報は
こちらから



☎ 人事課 (25) 8525

家計急変世帯に対する臨時特別給付金のご案内

○支給対象世帯

令和3年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）
※令和3年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金との重複受給はできません。

○住民税非課税相当の判定方法

令和3年1月以降の任意の1か月の収入を年収に換算して判定します。収入の種類は給与、事業、不動産、公的年金です。

世帯主の収入ではなく、個々の世帯員全員が、それぞれ住民税非課税水準に相当する収入であることが必要です。詳しくはお問い合わせください。



○支給額・申請期限

- ▼支給額 1世帯当たり 10万円
- ▼申請期限 9月30日（金）

○支給のための手続き

申請書類を社会福祉課に直接お持ちいただくか、郵送で提出してください。申請書類を審査のうえ、対象となる方は指定口座に給付金を振り込みます。
※各支所では相談および書類提出は受け付けられませんので、ご注意ください。

【提出必要書類】

申請書類は市のホームページから取得していただけます。



▼住民税非課税判定方法のイメージ(一例)

扶養している親族の状況	課税相当年間収入限度額	非課税相当所得限度額
単身または扶養親族がいない場合	93.0万円以下	38.0万円
配偶者を含めた扶養親族が1人の場合	137.8万円以下	82.8万円
配偶者を含めた扶養親族が2人の場合	168.0万円以下	110.8万円

☎ 社会福祉課 (25) 8515

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

令和4・5年度の

後期高齢者医療制度の保険料率を改定します

医療費に見合う保険料収入を確保し、制度の健全な運営を維持するため、4月1日から保険料率を改定します。ご理解いただきますようお願いいたします。

●令和4・5年度の保険料率（年額）

区 分	保険料率	
	改定前（令和2・3年度）	改定後（令和4・5年度）
被保険者均等割額	45,512円	46,160円
所得割率*	8.70%	8.70%
年間保険料上限額	64万円	66万円

※「所得割額」の計算方法・・・総所得金額等から基礎控除の43万円を差し引いた金額×上記の割合

令和4年度の均等割額が軽減される場合

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます。（令和3年度からの変更はありません。）

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。

▼均等割額が7割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
「基礎控除額（43万円）+10万円×（年金・給与所得者の数-1）以下」

▼均等割額が5割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
「基礎控除額（43万円）+（28.5万円×世帯の被保険者数）+10万円
×（年金・給与所得者の数-1）以下」

▼均等割額が2割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
「基礎控除額（43万円）+（52万円×世帯の被保険者数）+10万円
×（年金・給与所得者の数-1）以下」

※年金・給与所得者の数は、令和3年中の給与収入が55万円を超える方、または65歳以上で公的年金等収入額125万円を超える方が該当します。



一人ごとの新しい保険料の額は、7月に郵便でお知らせします

☎ 保険年金課 ☎（25）8137

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077（522）3013

「発達障がい」って、知っていますか？

近年「発達障がい」という言葉は日常生活でも使われるほど一般的になってきましたが、社会の中でまだ十分に知られていない障がいではないでしょうか。

発達障がいのある人は、特性に応じた支援を受けることができれば、十分に力を発揮できる可能性があります。そのためには、社会全体で理解して支援を行う必要があります。平成17年4月に「発達障害者支援法」がつけられ、発達障がいについて定義されました。

発達障がいは脳機能の障がいであるため、一見して分かりにくい生活のしづらさがあります。

例えば、多くの人が平気だと感じる音や光、温度やさわり心地、味やおいなどに苦痛を感じる場合があります。また、じっとしていなければならぬ場面で勝手に声が出たり体が動いたりすることもあります。

周囲の人には分かりにくく誤解されやすいことから、悩んだり自信を無くしてしまうことがあります。

障がいに捉われることなく、「その人自身」に目を向け、その人がどんなことができるのか、どんな魅力があるのかなどを見つけること、そして何に困っているのかをきちんと知ることが大事です。

世界自閉症啓発デー

毎年4月2日は国連が定める「世界自閉症啓発デー」です。

また、4月2日から8日まで「発達障害啓発週間」です。

どんなことで困っているのか、どのような配慮があれば生活しやすくなるのか、知識や関わり方を共有していきましょう。



※「障害」と「障がい」の書き方について

法令上の用語や固有名詞は「障害」、それ以外は「障がい」と書き分けています。

成年年齢が引き下げられます

平成30年6月20日に公布された民法の一部を改正する法律によって、令和4年4月1日から民法第4条が改正され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

戸籍事務において、主な改正事項は次のとおりです。

○女性の結婚年齢

女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳に引き上げ、婚姻開始年齢は、男女ともに18歳に統一されます。(経過措置あり)



○養親年齢

養子縁組における養親となることができる年齢は、20歳を維持します。



○親権

親権に服する者の年齢は、18歳未満とされます。離婚等によって親権者を定める場合には、18歳以上の子の親権者の指定は不要です。

○国籍の選択年齢

外国の国籍を有する日本国民は、外国および日本の国籍を有することになった時が18歳に達する以前であるときは20歳に達するまでに、その時が18歳に達した後であるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択することとなります。(経過措置あり)

○婚姻届等の証人

証人となるべき者の年齢は、18歳以上に引き下げられます。なお、この規定は協議離婚、養子縁組、養子離縁の届出にも準用されます。



訪問看護サービスって、なに？

訪問看護ステーションは、病気や障がいのある方の在宅療養生活を支援します。

訪問看護サービスをご利用いただくには、契約が必要となります。また、利用料金は介護保険・医療保険の適用が受けられます。まずは、お気軽にお電話ください。

療養生活でのお悩みや心配事は
訪問看護師が相談に応じます

☎ 高島市訪問看護ステーション

☎ (36) 8111



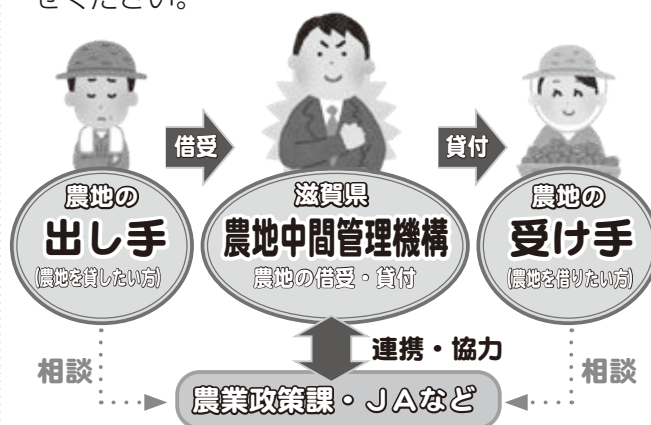
訪問看護あるある

家族のお悩み編

農地を貸したい方、 借りたい方は ご相談ください！

☎ 農業政策課 ☎ (25) 8511

農地中間管理機構では、所有者から農地を借り受け、担い手へまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付ける事業を行っています。詳しくは、各受付窓口までお問い合わせください。



○募集期間【令和4年度】

▼農地の出し手

(前期) 3月1日(木)～ 6月30日(木)

(後期) 8月1日(月)～ 10月31日(月)

▼農地の受け手 随時受付中

○受付方法

農地の出し手・受け手どちらを希望の場合でも、申出書と必要書類を持って、受付窓口までお越しください。申出書は、各受付窓口にあります。

※申出書は、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金のホームページからもダウンロードできます。

○令和4年度受付分の変更点

▼後期受付分から賃料の1%を手数料として徴収します。

▼米などの物納による賃料支払いは、取り扱い中止となりました。

○受付窓口

▼農業政策課

▼農地中間管理機構高島地域窓口

(JAレーク滋賀新旭支店2F)

▼JAレーク滋賀(営農部門)